

事 務 連 絡
令和 2 年 1 0 月 1 日

公益社団法人 日本バス協会 御中

国土交通省自動車局旅客課

「旅客自動車運送事業分野に係る経営力向上に関する指針」の改正について（周知依頼）

平素から旅客自動車運送事業等の推進に関しまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 2 年 10 月 1 日に、中小企業等経営強化法第 18 条第 1 項の規定に基づき定めているバス・タクシー事業者の生産性向上に資する取組事例等を記載した「旅客自動車運送事業分野に係る経営力向上に関する指針」を一部改正いたしました。

改正後の本指針に基づいて経営力向上計画を策定し認定を受けると、税制措置や金融支援等を受けることができますので、傘下事業者等へ周知くださいますようお願いいたします。

【主な改正内容】

- ・ 経営力向上の主な取組内容に、健康増進に資する取組や従業員を適正に評価する取組を追加し働きやすい環境の整備を明確化するとともに、基幹業務システムの利活用を追加
インターネット官報（令和 2 年 10 月 1 日 号外第 205 号）
<https://kanpou.npb.go.jp/20201001/20201001g00205/20201001g002050053f.html>

【添付資料】

- ・ 事業分野別指針の概要
- ・ 旅客自動車運送事業分野に係る経営力向上に関する指針（本文）
- ・ 認定申請書記載例

※ 10 月 1 日より申請様式が変更となります。10 月 1 日以降に申請される場合は、中小企業庁ホームページ (<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>) に掲載されている新たな申請書を必ずご利用ください。

【参考 中小企業等経営強化法による支援】

中小企業庁ホームページに、本指針の概要、本文、申請書の記載例、提出先の情報等が掲載されております。本制度を利用する場合には、基本的なマニュアルである「経営力向上計画策定の手引き」や「税制措置・金融支援活用の手引き」などもあわせてご参照ください。

お問い合わせ先：

国土交通省 自動車局 旅客課 電話：03-5253-8111